

おだわら市民交流センター 管理運営方針（骨子案）

平成 27 年

小田原市

1. 管理運営方針の位置付け

「おだわら市民交流センター（以下 センター）」は、小田原駅東口お城通り地区再開発事業において整備する5階建て駐車場施設の1階に、小田原駅周辺に点在する市民活動サポートセンター、女性プラザ、国際交流ラウンジの3つの市民利用施設（以下 3施設）を集約するとともに、市民会館本館の中小会議室機能を配置し、市の将来都市像である「市民の力で未来を拓く希望のまちおだわら」の実現のため、市民の多様な活動を支援し、交流を促進することにより、市民の福祉の増進を図ることを目的に設置します。

この管理運営方針は、センターの管理運営に関する基本的な事項をまとめるものです。



小田原市民会館本館
中小会議室機能



市民活動サポートセンター
(小田原市民会館4階)



国際交流ラウンジ
(栄町駐車場3階)



女性プラザ
(音羽プラザビル2階)

【外観イメージパース】

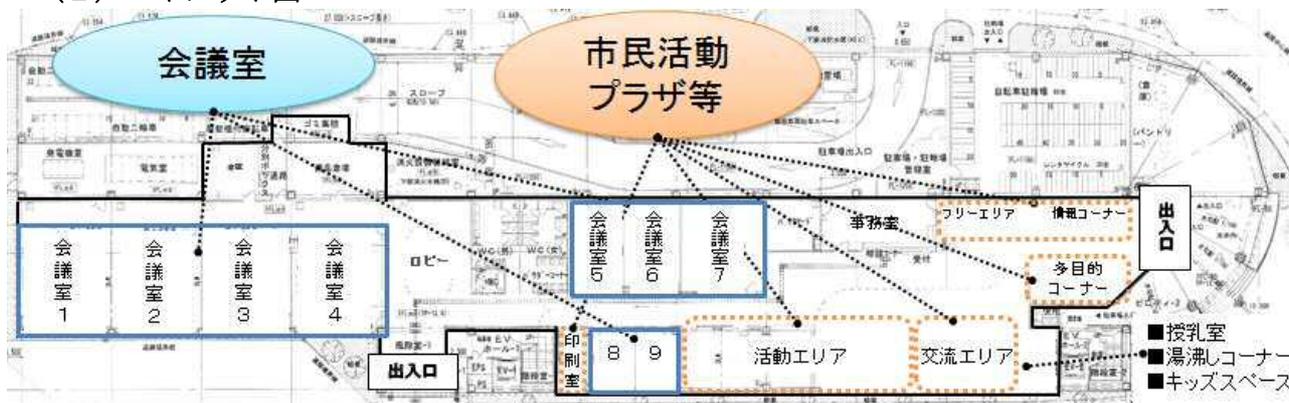


2. センターの概要

(1) 面積

会議室	第1～第9会議室	479 m ²
市民活動プラザ等	市民活動プラザ、多目的コーナー、印刷室 等	467 m ²
共用及び管理部分	トイレ、授乳室、事務室、備品倉庫、廊下 等	543 m ²
		合計 1,489 m ²

(2) レイアウト図



※活動エリアと交流エリアを併せた場所を「市民活動プラザ」とする

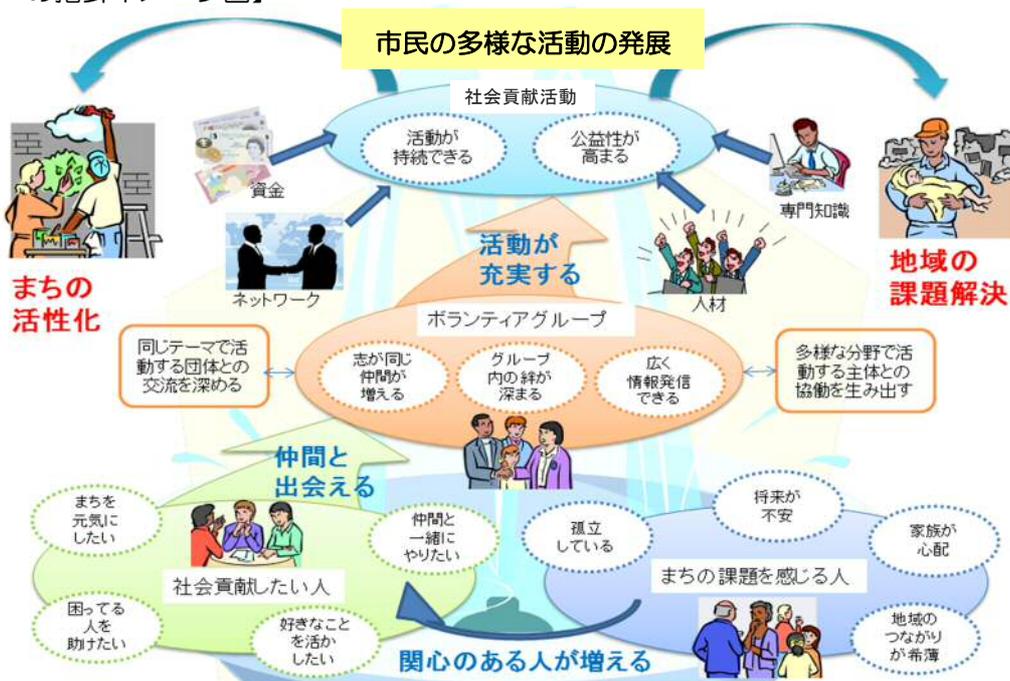
（3）基本コンセプト「つながる」

- 「誰でも気軽に」・・・“つながり”を生み出すきっかけの場
 - ・様々な形で地域に関わる多様な主体が集まる魅力を持つ
 - ・これまで社会貢献活動に関わりがなかった方も惹きつける開かれた場
- 「シェアしながら」・・・それぞれの思いが“つながる”行動の場
 - ・空間を共有し、互いの課題を共有しながらゆるやかな連携を促進する。
 - ・利用者間の交流を通じ、分野を越えた新しいコラボレーションを創出する。
- 「地域の課題を解決する」・・・行動を社会貢献に“つなげる”実現の場
 - ・活動を地域のニーズとつなぎ、公益性の高い活動へと成長を促す。
 - ・適した組織形態への移行を支援し、持続可能な自立した活動への成長を促す。

（4）センターの3つの指針

- ア 社会貢献活動の裾野を広げる
 - これまで社会貢献に関する活動に興味のなかった人々にも、地域や社会の課題への興味関心を広げるとともに、より身近で参加しやすい環境を整備します。
- イ 多様な主体の協働を生み出す
 - 市民活動団体だけでなく、事業者や地域活動団体、教育機関等の様々な立場や分野でまちに関わる多様な主体の交流を促進し、新たな連携関係を生み出します。
- ウ 活動の成長を促す
 - 個々の活動がより社会貢献度の高い活動として広がるとともに、必要な資金や人材、ネットワーク等をつなぎ、安定して持続可能な事業へと成長するよう支援します。

【センターの指針イメージ図】



（５）中間支援機能

- | | |
|----------|---------------|
| ①拠点機能 | ④学習・体験機能 |
| ②相談・支援機能 | ⑤交流・コーディネート機能 |
| ③協働支援機能 | ⑥情報の集約・発信機能 |

（６）期待する効果

①活動主体からの視点

ア 活動の担い手の広がり

- ・社会貢献に興味のある方が、やりたい活動を見つけやすくなります。
- ・ボランティア体験やインターンを通じて、活動を体験できます。
- ・既存のグループに加わったり、新しい団体を作ることができます。

イ 活動基盤の充実

- ・志を同じくする仲間や他団体と出会え、会員を増やす機会につながります。
- ・団体内部でよりメンバー間の熱意が高まり、活動の土台が作れます。
- ・外部に向けての情報発信が充実し、より広く知られるようになります。

ウ 組織の発展・拡充

- ・充実した事業計画の作成や法人会計の仕組等の専門知識を習得できます。
- ・法人化により契約行為や助成金等の資金調達の可能性が広がります。
- ・活動資金の獲得により、専門家を招いた事業の向上やスタッフの有給化が図れます。

②地域社会からの視点

ア 社会貢献活動を体験する機会の広がり

- ・様々な活動主体における拠点づくりが進み、地域社会に身近なものとなります。
- ・事業の規模や数が拡大し、市民が活動に触れる機会が増えます。

イ 提供されるサービスの質の向上

- ・組織マネジメントやスタッフのスキルの向上により、専門性のあるサービスが提供されます。
- ・様々な活動を社会のニーズと結びつけることにより、活動がもたらす効果がより大きなものになります。

ウ まちづくりへの意識の高まり

- ・環境保全や子育て支援等の生活に密接な活動をきっかけに、市民が多様な活動に関心を持ちます。
- ・観光名所や地元産品の周知など、地域経済の活性化に寄与する活動を知ります。

3. 事業

（1）事業の全体像

このセンターでは、既存の3施設が実施してきた事業を継続するとともに、新たに交流や連携を促進する事業を加えた中間支援事業を行います。

基本的には、施設運営者が実施する中間支援事業のほか、行政による事業や利用者が主体となった事業など、様々な主体による事業が行われます。また、現在の市民会館の中小会議室機能の受け皿として、9つの会議室の貸し出しを行うとともに、社会貢献活動を行う様々な主体に、活動の場を提供します。

（2）事業内容

ア 拠点機能に関する事業

- ・ 会議室や市民活動プラザの使用許可等の受付
- ・ 日常的な打ち合わせ、イベント準備、活動内容の発表等の各種活動の場を提供
- ・ 活動分野や活動エリアを超えた交流の場を提供
- ・ 様々な活動主体（市民、市民活動団体、自治会、行政、事業者等）が行っている社会貢献に関する活動の企画展示

イ 相談・支援機能に関する事業

- ・ ボランティアを始めたい方への相談対応から団体運営についてのアドバイスなど、社会貢献活動に関する幅広い相談の受付
- ・ 活動目的に適した組織体への移行等の専門性を要するニーズに対応した相談会の実施

ウ 協働支援機能に関する事業

- ・ 行政や地域活動団体との協働促進、事業者のCSR活動等への支援
- ・ 事業者や大学等の外部機関と団体との連携による活動のパートナーシップを広げる事業

エ 学習・体験機能に関する事業

- ・ 事業計画の立て方や資金調達等の内部マネジメント、チラシ・映像制作等の集客力を向上させる外部発信を学ぶ講座等の団体活動を発展させる学習プログラムの提供
- ・ 若い世代や高齢者にも参加しやすい、ボランティア体験プログラムを提供する事業

オ 交流・コーディネート機能に関する事業

- ・ 同じ分野で活動する団体間や分野・業種を超えた多様な主体の交流機会を提供する事業
- ・ ボランティア希望者のマッチングや、様々な活動主体と情報・人・場所といった地域資源を結び付けるコーディネート

カ 情報の集約・発信機能に関する事業

- ・ 様々な活動主体の情報集約
- ・ 社会貢献に関する活動の広報及び集客の支援
- ・ 新たな交流や参加のきっかけにつながる情報誌の発行やインターネットツールの運用

（3）想定している事業

機能	分類	想定する事業	想定する実施内容
拠点	新規	センター企画展	様々な活動主体の社会貢献活動を周知し、駐車場利用者等の市民が関心を持って入館することを促す企画展示
相談・支援	サポ・継続	イーパーツ PC 寄贈	他団体と協働して修繕したPCを団体に寄贈
	新規	団体登録・専門家相談会	専門家を招致してNPO化等の専門的な相談会を実施。併せて、新規登録希望者向けの登録相談の受付。
協働支援	サポ・拡大	団体と事業者の協働事業	大型商業施設等と協働し様々な活動の紹介
学習・体験	サポ・継続	夏休みボランティア体験	夏休みに中高生等にボランティア体験の機会を提供
	サポ・継続	高校生ボランティアエアポート	高校生のボランティア活動の拠点としての支援
	女性・継続	体験講座	団体が講師となり日頃の活動に関する体験講座を実施
	女性・統合	グループ展・個展	活動団体の成果の展示発表。センター企画展やサポセン祭り等に統合して実施
	女性・継続	男女共同参画講座	男女共同参画についての理解を深める講座
	新規	NPO マネジメント講座	事業計画の立て方や、資金調達、NPO 法人化等の内部マネジメントを学ぶ講座
	新規	事業企画・広報講座	マーケティングなどの企画力や、チラシや映像制作等の集客力向上等の外部発信を学ぶ講座
交流・コーディネート	サポ・拡大	新春交流会	登録団体間の大規模な交流会
	サポ・継続	団体ネットワーク形成事業	自治会等との協働促進、団体紹介誌の発行
	サポ・拡大	センター祭り	社会貢献に関する活動を市民に発表する催事を実施
	女性・拡大	茶々と文化祭	有志による女性の手作り作品の展示会
	国際・継続	ティーサロン	国際に限らず、団体と興味のある市民との交流会
	新規	テーマ型交流事業	同じ分野で活動する市内外の団体間の交流事業
	新規	まちづくりWS事業	分野や業種を越え多様な主体の協働の促進
情報の集約・発信	サポ・拡大	ホームページ運営	ホームページやボランティア検索システムの運営
	サポ・拡大	FM おだわら出演	ラジオで様々な活動主体の社会貢献活動の周知を図る
	新規	団体・事業者取材	情報集約発信に向けた様々な活動主体への取材活動
	サポ・拡大	情報紙の発行	社会貢献活動に興味を持ってもらうため、イベントやボランティア募集等を集めた情報誌の発行
	女性・統合	男女共同参画週間展	センター企画展に統合し、行政と連携して男女共同参画に関する展示の実施
サポ…サポートセンター 女性…女性プラザ 国際…国際交流ラウンジ 新規…新規事業 継続…継続事業 拡大…拡大事業 統合…他の事業と統合するもの			

4. 運営体制

（1）指定管理者制度の導入

施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者制度を導入します。指定管理者は、中間支援事業を実施するほか、施設の使用許可、利用料金の徴収等の業務を行います。

（2）利用者意見の反映

指定管理者は、利用者に対するサービス向上や各種事業の充実を図るため、利用者会議の設置などにより、管理運営や事業結果等に関する意見聴取に努めます。

（3）運営内容の継続的な確認

市の附属機関である市民活動推進委員会へ実施事業の計画や結果を報告し、専門的立場から意見をいただき、事業の見直しや運営方法の改善等につなげていきます。

（4）評価の体制づくり

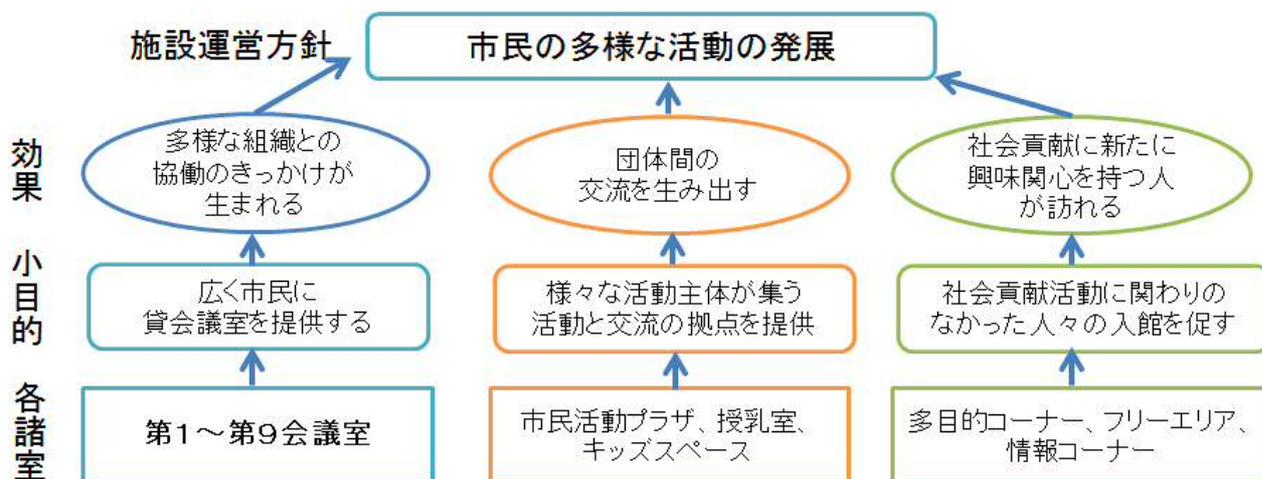
指定管理者制度が適正に運用され、施設の設置目的が達成されているかについて、これまでの内部評価に加え、第三者による客観的な評価を行います。

5. 施設提供の考え方

（1）施設提供の基本方針

センター全体の施設提供は、施設の設置目的の実現を目指し、基本コンセプトに従って次のように考えます。

【各諸室の役割】



（２）登録制度

施設の設置目的を果たすため、社会貢献に関する活動を行う団体が、ロッカーの使用（有料）や市民活動プラザの予約などができるよう、登録制度を設けます。

なお、登録を希望する団体は、公益的な活動の計画や実績を指定管理者へ提出するものとし、更新制とします

（３）市民活動プラザの運用方法

市民活動プラザは、社会貢献に関する活動の裾野を広げるため誰でも気軽に利用できるとともに、様々な分野で社会に関わる人々の活動と交流の拠点として運用することを目指します。このため、利用目的や用途により、次の２つの区分を持った運用を想定しています。

	活動エリア	交流エリア
事前予約	必要	不要
利用者	登録団体	誰でも
使用料	無 料	

※活動エリアが当日空いている場合は、未登録団体や個人でも使用可能とします。

※指定管理者が主催する事業では、全体を使用する場合があります。

（４）会議室

市民会館の中小会議室機能を移転することから、これまでと同様に広く市民や事業者等が様々な用途で使える場とします。会議室は有料とし、使用料は受益と負担の適正化の観点や近隣の類似施設の料金などを総合的に勘案して設定します。

なお、入場料等を徴収する場合、または販売を行う場合は使用料を加算します。

（５）開館時間

午前９時から午後１０時まで

（６）休館日

全館清掃や施設の点検等のため、原則として週１回の休館日を設けます。

- ①毎週月曜日（その日が休日に当たるときを除く。）
- ②休日の翌日（その日が日曜、土曜及び休日に当たるときを除く。）
- ③１月１日から同月３日まで及び１２月２９日から同月３１日までの日